

日本気胸・嚢胞性肺疾患学会

会 則

第1章 総 則

- 第 1 条 (名称) 本会は、
日本気胸・嚢胞性肺疾患学会
(The Japan Society for Pneumothorax and Cystic Lung Diseases)
という。
- 第 2 条 (事務局) 本会の事務局を 〒143-8541 東京都大田区大森西 6-11-1
東邦大学医学部外科学講座呼吸器外科学分野 (代表：伊豫田明) に置く。

第2章 目的および事業

- 第 3 条 (目的) 本会は、気胸およびそれに関連する疾患の診断、病態生理、成因、疫学、治療などの研究の進歩普及を図り、もって学術の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 学術集会の開催
 - 2 気胸・嚢胞性肺疾患およびそれに関連する研究および調査
 - 3 研究の奨励および研究業績の表彰
 - 4 国内外の関係学術団体との連携
 - 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- 第 5 条 (会員) 本会の会員は次のとおりとする。
- 1 正会員
本会の目的に賛同して入会した個人
 - 2 名誉会員
本会の理事経験者あるいは評議員を 10 年以上経験し、本会に対して特別の功績のあった者 (65 歳以上) で理事会が推薦し、評議員会の議を経て承認された者
 - 3 名誉会長
本会の会長経験者で、本会の発展に特別な功績のあった者 (65 歳以上) で理事会が推薦し、評議員会の議を経て承認された者
 - 4 名誉理事長
本会の理事長経験者で、本会の発展に特別な功績のあった者 (65 歳以上) で理事会が推薦し、評議員会の議を経て承認された者
 - 5 賛助会員
本会の目的、事業を賛助する者または法人
- 第 6 条 (入会) 本会の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて所定の申込書を理事長宛に事務局へ提出する。
- 第 7 条 (会費) 本会の年会費は別に定める。
- 1 名誉会員、名誉会長、名誉理事長は会費を納めることを要しない。
 - 2 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。
- 第 8 条 (資格の喪失) 正会員は次の理由によって、その資格を喪失する。
- 1 退会したとき
 - 2 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき

- 3 除名されたとき
- 第 9 条 (退会) 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを理事長宛に事務局へ提出しなければならない。
- 第 10 条 (除名) 会員が次の号に該当するときは、総会の議を経て理事長が除名することができる。ただし、この場合は、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 1 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき
 - 2 年会費を理由なく 2 年以上滞納した場合

第 4 章 役員、評議員

- 第 11 条 (役員) 本会につぎの役員をおく。
- 1 理事 10 名以上 20 名以下 (うち理事長 1 名)
 - 2 監事 2 名
 - 3 幹事 1 名
- 第 12 条 (役員を選任)
- 1 会長、副会長の選任：会長、副会長は評議員の中から理事会が推薦し評議員会、総会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 2 理事長の選任：理事長は理事会の互選による。
 - 3 常任理事：理事長及び各委員会の委員長が兼務する。
 - 4 理事、および監事は評議員の中から選挙により選出する。
 - 5 幹事は会長の指名により理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 6 役員改選年 (定時総会開催年) の 3 月 31 日で満 66 歳以上となる者は立候補できない。
 - 7 理事会で必要と認めたものを特任理事として認める。特任理事は 2 名以内とし、任期と権限は選挙選出理事と同様とする。
- 第 13 条 (役員の職務)
- 1 理事長は、本会の業務を総括し、常任理事会、理事会、評議員会および議事総会の議長となる。
 - 2 会長は、学術総会を主催する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時はその職務を代行する。また、評議員会、総会の承認を得て次期会長になる。
 - 4 常任理事は常任理事会を組織し、理事会へ提言を行う。
 - 5 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
 - 6 監事は、本会の会計および理事の業務執行状況を監査する。
 - 7 幹事は、会長を補佐する。
- 第 14 条 (役員の任期) 役員の任期は次のとおりとする。
- 1 理事長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
 - 2 会長、副会長の任期は、学術総会終了日の翌日より次期総会終了日までとする。
 - 3 理事の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
 - 4 監事の任期は 3 年とし、その任期を越えて再任されない。
 - 5 幹事の任期は 1 年とする。
 - 6 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 第 15 条 (評議員の選任) 本会には、評議員をおく。
- 1 評議員の定数及び資格については別に定める。
 - 2 正会員の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 3 評議員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
 - 4 補欠または増員により選出された評議員の任期は、前任または現任者の残任期間とする。
 - 5 資格のいかににかかわらず理事会で認められたものを推薦評議員として若干名設ける。
 - 6 推薦評議員の任期と権限は資格保有の評議員と同様とする。
- 第 16 条 (評議員の職務) 評議員は評議員会を組織して、この会則に定める事項を行うほか、理事会の諮問があった事項その他必要と認められる事項について助言する。

第5章 会 議

- 第17条 (常任理事会、理事会の召集等)
- 1 常任理事会は理事長がこれを召集する
 - 2 理事会は理事長がこれを召集する。ただし、理事会構成員現在数の 1/3 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会召集の請求があった日から 20 日以内に理事会を召集しなければならない。
- 第18条 (理事会の定足数等)
- 1 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす。
 - 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第19条 (評議員会)
- 1 評議員会は毎年 1 回理事長がこれを召集する。ただし、理事長、会長が必要とみとめたときは臨時に召集することもできる。また評議員の 1/3 以上の請求があった時は 20 日以内に臨時の評議員会を招集しなければならない。
 - 2 評議員会は過半数の出席を得て成立し、委任状を出席として扱うものとする。
 - 3 名誉理事長、名誉会長、名誉会員、功労会員は評議員会に出席して意見を述べるができるが、表決に加わることはできない。
 - 4 評議員会における議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 第20条 (総会)
- 1 総会は正会員、名誉会員、名誉会長、名誉理事長をもって組織する。
 - 2 総会は毎年 1 回、理事長が召集する。
 - 3 総会の議長は理事長とする。
 - 4 総会には、評議員会で決定した事項を提出する。
 - 5 総会では次期会長、次期副会長、次期総会の開催地、開催時期、会計報告、事業報告、理事会・評議員会を経た事項について承認を得なければならない。
- 第21条 (学術総会)
- 1 本会の学術総会は次の規定により行なう。
 - 2 学術総会は、総会と同時に開催する。

第6章 委 員 会

- 第22条
- 1 本会の事業を推進するために各種委員会を置くことができる。
 - 2 委員会の設置又は解散は理事会の議決による。
 - 3 委員会の委員長は理事の中から、また委員は理事または評議員の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 4 委員長は必要に応じ年 1 回以上委員会を召集し審議事項を理事会に報告する。

第7章 会 計

- 第23条 (経費の支弁) 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。
- 第24条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。
- 第25条 (会誌の頒布) 学会雑誌の頒布 (学術集会プログラム抄録集除く) については、各巻・号の 1 冊につき、学会員 2,000 円、非会員 10,000 円 (いずれも別途送料) を申付ける。
- 第26条 (学会誌掲載論文ならびに抄録の複写要望への対応) 学会誌に掲載された論文あるいは総会発表抄録の複写を希望する場合、当該ページの PDF ファイルのメール添付、あるいはコピーの郵送や宅配、FAX 送信のための送料ならびに手数料を申付ける。なお、この費用については財務委員会内規に別途定めるものとする。

第 8 章 会則の変更および解散

第 27 条 (会則の変更) 本会の会則は、理事会および評議員会の議決を経たのち、総会の承認を受けなければ変更できない。

第 28 条 (解散) 本会は、理事会および評議員会の議決を経たのち、総会の承認を受けなければ解散することはできない。

付 則

- 1 この会則は 1997 年 9 月 27 日第一回の日本気胸学会総会の承認をもって制定された。
- 2 この会則は 2000 年 9 月 9 日より改定施行する。
- 3 この会則は 2001 年 9 月 8 日より改定施行する。
- 4 この会則は 2002 年 9 月 6 日より改定施行する。
- 5 従来の日本気胸研究会、日本気胸学会に属した権利義務の一切は、本会が継承する。
- 6 この会則は 2009 年 9 月 12 日より改定施行する。
- 7 この会則は 2011 年 9 月 3 日より改定施行する。
- 8 この会則は 2012 年 9 月 29 日より改定施行する。
- 9 この会則は 2013 年 9 月 7 日より改定施行する。
- 10 この会則は 2014 年 9 月 6 日より改定施行する。
- 11 この会則は 2015 年 9 月 5 日より改訂施行する。
- 12 この会則は 2017 年 9 月 9 日より改訂施行する。
- 13 この会則は 2024 年 9 月 1 日より改訂施行する。